

献体解剖倫理指針について

篤志解剖全国連合会 会長 佐藤二美
公益財団法人 日本篤志献体協会 理事長 坂井建雄
一般社団法人 日本解剖学会 理事長 寺田純雄

献体解剖（献体による遺体を用いた人体解剖）においては、遺体に対する礼意と守秘義務が守られなければならない。とくに、献体解剖に関する不適切な情報の拡散はあってはならない。献体解剖において学習者が守るべき行動規範およびその理由を具体的に明示し、十分に理解することが必要である。

解剖学実習を行っている学習者により、個人に関わる情報が外部に不適切に発信される事例を根絶することは難しい。これまで、それぞれの教員が培ってきた経験に基づき、実習参加者の守秘義務と献体者に対する倫理について、しっかりした教育を行う努力が為されてきた。

しかしながら、個人の価値観の多様性が増してきたこと、インターネットを介した SNS などの情報・通信手段が拡大してきたことにより、これからの時代では献体解剖に関する情報の不適切な拡散を抑制することが難しくなりつつあり、それによる社会的なインパクトも大きくなることが予想される。そのため、時代に即した献体解剖の適切なリスク管理は喫緊の課題となっている。

教員と学習者の間で共感および価値観の共有を得ることは教育上きわめて重要なことであるが、非言語的にそれを達成することは難しくなりつつある。献体解剖において学習者が守るべき行動規範およびその理由を言語として具体的に明示することが必要である。今回の献体解剖倫理指針が、解剖学実習を含む献体解剖に関わるあらゆる人たちの倫理の涵養に資することを心から願うものである。

2025 年 3 月

献体解剖倫理指針

(1) 献体解剖とは何か

正常な人体の構造を学ぶための解剖は正常解剖と呼ばれ、おもに①医・歯学教育の目的で学生によって行われる。その他にも②人体を研究する目的で解剖学者によって、③臨床への応用・研修を目的に臨床医によっても行われ、さらに④医療系の学生教育の目的で解剖体の見学実習も行われている。

献体解剖は、献体による遺体を用いた人体解剖であり、「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」に基づいて行われる。我が国で行われている正常解剖はほぼすべて（99%以上）が献体解剖である。2025 年現在、全国の 82 の医学部（定員 9,403 人）および 29 の歯学部（定員 2,720 人）において正常解剖が行われ、2023 年度の正常解剖数は 3,657 体、献体解剖数は 3,634 体（解剖体の 99.4%）であった。

献体とは正常解剖に供されることを目的に、自分の遺体を無条件・無報酬で提供する篤志行為である。「自分の死後、遺体を医学・歯学の教育と研究のために役立てたい」と志した人が、生前から大学または関連した団体に登録しておき、亡くなられた時にその生前のご意志にしたがい、ご家族の同意のもとに、遺体が大学に提供される。献体登録者の累計は 329,435 人、献体実行者の累計は 161,488 人（2024 年 3 月末現在）である。

死体解剖保存法では、人体解剖が医学（歯学を含む）の教育・研究に資する目的で行われること（第 1 条）、解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が行えること（第 2 条）、特別の解剖室で行わなければならないこと（第 9 条）、正常な構造を明らかにする解剖は医学に関する大学で行われること（第 10 条）と規定されている。したがって献体解剖は、医学部・歯学部に所属する学生や医師であれば自動的に付与される権利ではなく、死体解剖保存法ならびに下記の行動規範を遵守することを前提に特別に許可される行為であることを十分理解した上で実施されるものである。

(2) 献体解剖倫理の原則

①遺体（故人）への礼意

「死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。」（死体解剖保存法、第 20 条）

遺体を大切に扱おうとするのは、人間として自然な感情であり、日本人はそのような感情を伝統的に大切にしてきた。我が国の最初の公式の解剖を行った山脇東洋も、刑死者である屈嘉の霊を弔っている。献体解剖は本人の遺志だけでなく、家族がいる場合にはその承諾によって初めて可能になるものである。遺体に対する家族の心情を考えれば、解剖に当たって礼意を失うことは、けっして許されるものではない。

②医学における守秘義務

「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、…の職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」（刑法、第 134 条第 1 項）

医学における守秘義務は、古代以来の倫理上の義務であり、ヒポクラテスの『誓い』においても「治療の機会に見聞きしたことや、治療と関係なくても他人の私生活について洩らすべきでないことは、他言してはならないとの信念をもって、沈黙を守ります。」と述べられている。1948年に世界医師会によって採択されたジュネーブ宣言においても、「私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえその死後においても尊重する。」と述べられている。

献体解剖は医学の一部として行われるものである。献体解剖において経験・見聞したことは献体者の個人的な秘密に属するものであり、正当な理由なく第三者に伝達・拡散することは、厳に慎まなければならない。

(3) 献体解剖の行動規範

①礼意を有する行動・態度とは

献体解剖を行うに当たっての礼意とは、単に心の中だけで持っていればよいというものではない。実際の行動・態度が礼意に反するものであってはいけない。以下の3つの行動・態度が強く求められる。

誠実 (honesty)。正常解剖は人体についての真実を探究・習得するために行うものであり、人体解剖を誠実に行えない者は、解剖を許されるべきでない。

謙虚 (modesty)。献体は無条件・無報酬の篤志により提供されるものであり、献体者の高潔なご意志とご遺体の尊厳に対して謙虚でない者は、解剖を許されるべきでない。

感謝 (gratitude)。献体解剖にあたっては、献体者を慈しむご家族の承諾を得たうえで行われるものであり、その厚意に対して感謝の念を持たない者は、解剖を許されるべきでない。

②解剖実習室内での行動規範

何よりも、しっかりと準備をして適切に解剖を行い、人体の構造について十分に学習するよう努めることが大切である。

また解剖の前後などに故人への黙祷を捧げること、献体者と家族に思いを馳せること、解剖と無関係の雑談を慎むこと、などは望ましい行動・態度の一例である。

スマートフォンなど撮影機能のある電子機器を実習室内に持ち込まないこと、実習室内で使用しないこと（合理的な理由で実習責任者によって許可された場合を除く）。

③解剖実習室の外での行動規範

献体解剖で経験・見聞したことを、第三者に伝えることには、慎重を期する必要がある。とくに以下の点に留意すること。

- i) 献体解剖が行われる解剖実習室までの通路、大学への往復の公共輸送機関など第三者がいる場所では、友人との間の雑談であっても、献体解剖の内容について語ることは慎まなくてははいけない。
- ii) SNS などを使って、献体解剖の経験・見聞を発信してはいけない。

(4) 献体者のご家族の思い

遺体に対する礼意を持つこと、献体解剖での経験・見聞の守秘義務は、なぜ必要で大切なことなのだろうか。その理由は、献体という仕組みそのものに深く関わっている。

献体は基本的に、篤志家である献体者本人が、大学の解剖学教室に対して申し出て、死後の自らの身体を提供を約束することで成立する。献体者はなぜ献体を申し出るのだろうか。それぞれに心情や事情は異なるものであるが、ほぼすべての献体者の方たちに共通しているのは、医療のお世話になって健康と生命を回復したので、医療のために恩返しをしたいという思いである。そして献体者の方たちはおおらかで、「死んでしまったら痛くも痒くもないから」と言われる方も少なくない。

しかし献体は、献体者と大学との間の約束だけで成立するものではない。家族がいる場合にはその承諾が絶対的に必要である。そして献体解剖で最も心を傷めるのは家族の方たちである。自分の肉親を亡くした経験を持つ人には容易に了解できることであるが、肉親の遺体には深い思いがこもる。肉親の遺体が解剖されることを見たり想像したりすることを、喜ぶ人がどこにいるだろうか。それでもなお、家族の方たちは、献体者の遺志、すなわち、「自分の体を解剖に提供することによって、より良い医療の実現を図ってほしい」という願いを尊重し、大学との献体の約束を大切にして、献体解剖が終わって遺骨が戻ってくるまでの2～3年間ほどの年月を待ってくださる。

そういった献体者の思い、ご家族の心情を思えば、献体解剖において礼意を失うような行動や態度、解剖体の画像はもちろんのこと献体解剖の経験・知見を（合理的な理由なく）第三者に伝達したり公表したりすることが、いかに倫理に反するものであるのか、献体者とご家族の心を傷つけるものであるのか、容易に了解できる。献体者の願い、ご家族の心情に思いを馳せ、「懸命に医学を学び」、「良医になり」、「学んだ技能を明日の医療に生かす」ことが医療人としての使命であり、献体解剖で培った倫理観を失わないようにすべきである。

(5) 献体解剖から学ぶこと

人体の構造について学習するための手段にはさまざまなものがあるが、献体解剖からは他の手段になり重要な経験・知見を得ることができる。

①人体の内部構造を客観的に見ること

人体解剖の経験は人体の内部構造を医学・解剖学の対象として客観的に見ことを助ける。一例を挙げると、心臓が血液を送り出すポンプであることは、誰もが知っているだろう。しかし肉親が不幸にして脳死と診断されたときに、心臓の拍動や身体の温もりを感じたままで死を受け入れることは難しい。心臓の構造と機能について知識は持っていても、納得をしていないためであろう。しかし人体解剖の際に心臓を手にとってみると、それが筋肉の袋以外の何ものでもないことが実感される。人体の内部構造を実在するものとして客観的に見ことは、医療者にとって最重要の基礎であることは言うまでもない。

②人体の普遍性と個別性について知ること

人間の身体には個体差がある。解剖学の教科書や図譜には、人体の一般的な構造が記述・図示されているが、解剖をして人体の内部構造を見ると、血管・神経の走行、さらには内臓・骨・筋肉の大きさや形状にも少なからぬ個体差がある。それぞれの身体こそが、実在する人体である。医療においても同様に、教科書・論文に記されるのは病気の一般的な状態であるが、医療の対象となるのはそれぞれに異なる症状・病態をもつそれぞれの患者である。献体解剖は、医療の対象となる人体において相矛盾する普遍性と個別性が常に共存することを学ぶ第一歩になる。

③目的にしたがって人体構造を知ること

医学の初学者が学ぶ基礎的な人体解剖では、人体の構造について全体像を掴むことが最優先される。それに対して臨床家が修練や応用の目的で行う人体解剖では、臨床の場で必要となる局所的な構造に注目する。教科書その他の教材からは、目的に応じた情報しか得られないが、解剖体からは、あらゆる目的に応じて新しい所見・知見を直接に得ることができる。

参考文献

- 香西豊子: 流通する「人体」―献体・献血・臓器提供の歴史. 勁草書房, 2007 Jul, 341 pp. ISBN: 978-4326101740
- 坂井建雄: 解剖学教育を支える献体の愛. 日本医師会雑誌. 2007 Jun; 136: 541-547.
- 坂井建雄: 献体―遺体を捧げる現場で何が行われているのか. 技術評論社, 2011 Jun, 200pp. ISBN: 978-4774146997
- 坂井建雄: 我が国の人体解剖と献体の歴史. 解剖学雑誌. 2024 Sep; 99: 62-71.
- 篤志解剖全国連合会「献体」編集委員会 (編): 献体の正しい理解のために. 公益財団法人日本篤志献体協会. 2017, 68 pp.
- 日本解剖学会, 日本病理学会, 日本法医学会: 人体および人体標本を用いた医学・歯学の教育と研究における倫理的問題に関する提言. 2013.8.1.発出
- モデル・コア・カリキュラム改訂に関する連絡調整委員会: 医学教育モデル・コア・カリキュラム令和4年度改訂版. pp. 20-21.

2025 年 3 月

篤志解剖全国連合会

会長 佐藤二美

公益財団法人 日本篤志献体協会

理事長 坂井建雄

一般社団法人 日本解剖学会

理事長 寺田純雄

献体解剖倫理指針（抄）

（1）献体解剖とは何か

献体解剖は、献体による遺体を用いた人体解剖であり、我が国で行われている正常解剖はほぼすべて（99%以上）が献体解剖である。

献体とは正常解剖に供されることを目的に、自分の遺体は無条件・無報酬で提供する篤志行為である。「自分の死後、遺体を医学・歯学の教育と研究のために役立てたい」と志した人が、生前から大学または関連した団体に登録しておき、亡くなられた時にその生前のご意志にしたがい、ご家族の同意のもとに、遺体が大学に提供される。

（2）献体解剖倫理の原則

①遺体（故人）への礼意

「死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。」（死体解剖保存法、第20条）

献体解剖は本人の遺志だけでなく、家族がいる場合にはその承諾によって初めて可能になる。遺体に対する家族の心情を考えれば、解剖に当たって礼意を失うことはけっして許されない。

②医学における守秘義務

「私は、私への信頼のゆえに知り得た患者の秘密を、たとえ患者の死後においても尊重する。」（世界医師会、ジュネーブ宣言、医師の誓い、第7項）

献体解剖は医学の一部として行われる。献体解剖において経験・見聞したことは献体者の個人的な秘密に属するものであり、正当な理由なく第三者に伝達・拡散してはならない。

（3）献体解剖の行動規範

①礼意を有する行動・態度とは

献体解剖においては、人体の学習に対する誠実さ、遺体の尊厳に対する謙虚さ、献体解剖を許される厚意への感謝が強く求められる。

②解剖実習室内での行動規範

適切に解剖を行い、十分に学習をするように努めること。

故人への黙祷を捧げ、献体者と家族にも思いを馳せ、無用な雑談を慎むこと。

スマートフォンなど撮影機能のある電子機器を実習室内に持ち込まない、実習室内で使用しないこと。

③解剖実習室の外での行動規範

献体解剖で経験・見聞したことを、第三者に伝えることには、慎重を期する必要がある。とくに以下の点に留意すること。

- i) 献体解剖が行われる解剖実習室までの通路、大学への往復の公共輸送機関など第三者がいる場所では、友人との間の雑談であっても、献体解剖の内容について語ることは慎まなくてははいけない。
- ii) SNS などを使って、献体解剖の経験・見聞を発信してはいけない。